

ライフバンテージ  
発注書に関する一般取引条件

**1. 同意と承諾** 本発注書は、ライフバンテージ(以下「買主」といいます。)から、本発注書の表面に記載されたベンダー(以下「売主」といいます。)に対する、本発注書の表面に記載された製品(以下「本製品」といいます。)についての確定的な最終購入申込みです。売主は、この申込みを承諾した時点又はこの申込みに基づき納品を行った時点で、本発注書の両面に記載された取引条件に同意したこととなります。本発注書は、本製品に関する当事者間の完全な合意であって、以前に口頭又は書面で行われた一切の提案及び合意(売主が行った見積もりを含みます。)に優先します。本発注書の内容の追加又は変更は、買主を代表する正当な権限を有する者が署名した書面によって行われなければ、有効となりません。本発注書の表面に記載された条件と、裏面に記載された条件との間に齟齬がある場合には、表面に記載された条件が優先します。

**2. 価格** 本製品の合計価格は、本発注書の表面に記載されたとおりとします。価格が記載されていない場合には、最終的な見積価格が本製品の価格となります。本発注書の表面に特段の記載がない限り、すべての価格はFOB(買主)価格とします。それ以外の料金や賦課金(運賃、送料及び税金を含みますが、これらに限られません。)は、どのような性質のものであっても、納品前に買主に明確に伝えられ、買主が書面により同意した場合を除き、一切請求することはできません。売主は、本製品に適用される価格、割引及び特典を、同量又は少量の同製品又は類似製品について当該時点で他の顧客に対して提供する内容と同等か、より買主に有利な内容とすることに同意します。

**3. 支払猶予期間及び割引期間** 支払猶予期間及び現金割引期間は、本製品の出荷日ではなく、買主が問題の無い本製品を完全かつ正確な請求書及び付属書類と共に受領した日を基準として計算するものとします。

**4. 一般的遵守事項** 本発注書の表面に別段の記載がある場合を除き、本製品はすべて、売主に提供された該当する仕様書にしたがって製造されるものとします。

**5. 保証** 買主は、本製品に関して法令上適用される黙示の保証事項に加えて、本製品について以下の事柄を明示的に保証します:(a) 新品かつ未使用であること、(b) 先取特権、留置権その他の担保権が付いていないこと、(c) 商品としての流通に適した品質であること、(d) 設計(買主が設計した場合を除きます。)、材料及び製造技術の点における瑕疵が無いこと、(e) 該当する一切の仕様書、指示、図面及び見本(性能仕様書を含みます。)に厳密に合致していること、(f) 売主に伝えられた買主が意図する目的に合致すること。売主はさらに、本製品について譲渡可能な完全な所有権を有していること及び本製品の製造及び納品は適用ある一切の法令にしたがって行われることを保証します。すべての保証は、買主、その顧客及び以後本製品を所有又は使用するすべての者の利益のために効力を有するものとします。保証の免責、保証の制限、責任の制限又は保証違反による損害の免責について、売主が使用する請求書又はその他の書面に記載されていた場合でも、それらは本発注書に記載された保証条項に対して何らの効力も持たないものとします。売主が提供した設計図や図面を買主が承諾した場合でも、売主は保証義務を免除されるものではなく、売主の保証は、買主が本製品を検査し承認した後も存続するものとします。

**6. 納品** 買主は、本発注書の表面に記載された納品日時に本製品が買主に納品されることを前提として業務計画を策定しているため、時間は本発注書の重要な要素となります。予定された日時までに納品されない場合には、買主は、法令上認められる一切の権利に加えて、遅延した納品の受取りを拒否する権利を有し、類似の製品を他の方法で購入した上、それにより生じた損失の責任を売主に負担させることができるものとします。予定された日時より3営業日以上前に納品された場合には、買主は、売主の費用負担で本製品を売主に返品するか、予定された日時まで本製品を売主の費用負担で保管することができるものとします。

**7. 過剰出荷** 本製品を指定した量よりも10パーセント以上多く出荷することは認められません。過剰出荷の場合には、買主は、売主の選択により、売主の費用負担で過剰分を売主に返品するか、過剰分を受領した上で請求価格を本製品の発注上の正規の価格の10パーセントを上限として適切に調整するものとします。

**8. 検査及び拒否** 買主及び(場合により)買主から転売された顧客は、本製品が最終目的地に納品された後合理的な期間内に、受領したすべての本製品について、検査し、拒否することができるものとします。本発注書に基づき買主が売主に対して支払を行った場合でも、それが請求書に応じたものであるか否かにかかわらず、本製品を承認したこととはならず、買主の売主に対する請求は一切妨げられないものとします。

**9. 本製品に瑕疵があった場合の救済手段** 買主が瑕疵のある本製品を拒否する場合には、買主は、本発注書又はその他の理由に基づき有する他の一切の救済手段に加えて、売主に対し、その修理、除去又は交換を請求することができるものとします。売主は、当該瑕疵ある本製品について、納品時の送料のうち相応の割合の金額及び返品時の送料の全額並びに合理的な手数料及び保管費用の支払義務を負うものとします。売主は、買主から指示がなければ、拒否された本製品と交換するための製品を提供することはできません。

**10. 補償** 売主は、買主並びにその取締役、役員、従業員、代理人、顧客及び関連会社(以下「補償対象者」といいます。)に対して、以下の事柄に起因又は関連する一切の費用、請求、裁判手続、責任、損害及び負担(裁判費用及び合理的な弁護士費用を含みますが、これに限られません。)について補償し、これらによって補償対象者に迷惑がかからないようにし、これらから補償対象者を保護します:(a) 売主が本発注書により行った表明、保証、誓約若しくは同意に違反したこと又はそのおそれ、(b) 本製品の製造、販売、使用又は流通に起因する、不正競争の主張又は発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、商標、商号、営業秘密その他知的財産に関する権利若しくは契約上の権利に対する侵害の主張、(c) 本製品を原因とし、又はそのおそれのある身体的死傷又は財産的損害の主張、(d) 本製品の納品の遅延、(e) 売主、その代理人又は代表者の作為又は不作為による故意又は過失による不法行為。買主は、本補償条項又はその他の理由により売主が買主に対して負担する金銭支払義務と、本発注書又はその他の理由により買主が負担する金銭支払義務とを相殺することができるものとします。

**11. 梱包及び輸送用資材** 本発注書の表面に特段の記載がある場合を除き、価格には包装、梱包及び買主への輸送のための一切の費用が含まれているものとします。売主は、本製品を輸送中及び保管中に保護するための適切な容器に入れて梱包しなければなりません。

**12. 段ボール箱へのラベル貼付** 各段ボール箱の外側には、以下の事柄を記載したラベルを分かりやすいように貼付するものとします:(a) 買主の本発注書番号(本発注書の表面に記載されたもの)、(b) 当該段ボール箱に収納されている本製品の買主の商品番号(本発注書の表面に記載されたもの)、(c) 当該段ボール箱に収納されている個数、(d) 当該段ボール箱に収納されている本製品の製造者のロット番号、(e) 当該段ボール箱に収納されている本製品の原産国。(a)から(c)については、CODE39のバーコードでも表示するものとします。

**13. 梱包書類** 本製品を出荷する際には、出荷ごとに、内容物の明細一覧を添付しなければなりません。その内容物一覧には、以下の事柄を記載するものとします:(a) 買主の本発注書番号(本発注書の表面に記載されたもの)、(b) 出荷する本製品の買主の商品番号(本発注書の表面に記載されたもの)、(c) 出荷する個数(項目ごとに明細化すること。)、(d) 出荷する本製品の各ロットの製造者のロット番号と量、(e) 出荷する本製品の原産国(項目ごとに明細化すること。)

**14. 出荷書類** 本発注書の番号は、本製品に関する請求書、船荷証券(B/L)、貨物運送状(Waybill)及び運賃請求書(freight bill)の各文書上に記載されなければなりません。売主は、本発注書に基づいて出荷を行った際には、その都度、ただちに出荷の日付を買主に通知し、買主に対し、請求書と共に、出荷が行われたことを証する輸送業者の署名のある簡易受取証(express receipt)又は船荷証券(B/L)を送付しなければなりません。

**15. 証明書類** 本製品がJIS、JAS、ISO等の規格に適合する場合には、当該規格に適合している旨を証する書面を添付しなければなりません。

**16. 梱包、ラベル貼付又は書類の不備に関する救済手段** 売主が、本発注書の定める梱包、ラベル貼付又は書類に関する遵守事項に違反した場合には、買主は、本発注書又はそれ以外の理由に基づき認められる他の救済手段を取ることに加えて、本発注書の定める遵守事項を満たすよう、違反しているものについて梱包、ラベル貼付又は書類作成をやり直すことができるものとします。ただし、それは義務ではありません。そのような場合には、売主は買主に対して、買主に生じた実費と、買主の人件費を1時間あたり2500円として算出した金額を支払うものとします。本条項に基づき売主が買主に対して負担する金銭支払義務は、本発注書又はそれ以外の理由により買主が売主に対して負担する金銭支払義務と相殺することができるものとします。

**17. 変更** 買主は、随時、売主に通知することにより、その梱包及び検査に関する遵守事項、仕様、設計並びに納品予定日及び納品先を変更することができるものとします。そのような変更により費用の増減がある場合には、売主は買主に対して直ちに通知するものとし、その後、売主及び買主は、本発注書の価格又はその他の条件について、本発注書を修正する旨の合意書を締結することにより、公平な調整を行うものとします。

**18. 保険** 売主は、本発注書に基づく義務を対象とする適切な損害賠償責任保険に加入し、これを維持しなければなりません。また、売主は、本発注書に基づく義務の遂行に従事するすべての従業員を対象とする適切な労働者災害補償保険を維持しなければなりません。

**19. 損失の危険** 本製品に関する損害又は損失の危険はすべて、理由のいかんを問わず、本製品が買主に対して本発注書の表面に記載された納品場所で納品されるまで、売主が負担するものとします。

**20. 公表及び名称の使用** 売主は、買主の事前の書面による同意がなければ、次の事柄を行ってはなりません:(a) 本発注書について、又は本発注書により形成される売主と買主との間の取引関係の存在について公表すること、(b) 買主の名称、商標、商号又はロゴを使用すること、(c) 買主を照会先とすること、買主の従業員若しくは代理人の意見を引用すること、又はその他の方法により売主が買主のために製品を供給している旨を公表すること。

**21. 秘密保持** 買主が売主に対して供給する図面、データ、設計、仕様又はその他の加工上若しくは技術上の情報(以下総称して「本情報」といいます。)は、引き続き買主の所有する資産であり、売主はこれを秘密にし、売主の取締役、役員、従業員、代理人及び下請業者をして秘密にさせなければなりません。売主は本情報を本製品を製造するために必要な限度でのみ使用するものとし、買主の書面による明示的な同意がなければ第三者に開示してはなりません。売主が本発注書に基づく義務を完了した時点で、売主は、買主の意向に従い、本情報を返還又は廃棄するものとします。

**22. 解約** 買主は、本製品に瑕疵があった場合又は売主がその他の態様により本発注書の取引条件のいずれかに違反した場合には、賠償責任を負うことなく本発注書の未履行部分について解約することができるものとします。買主はまた、売主が以下の事柄のいずれかに該当した場合には、本発注書の未履行部分について解約することができるものとします:(a) 支払停止若しくは支払不能となった場合、(b) 自ら振り出し若しくは裏書した手形若しくは小切手の不渡りを一回でも出した場合、(c) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合、(d) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け、若しくは行った場合又は特定調整の申立てを行った場合、(e) 解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡決議をした場合、(f) 事業を廃止した場合、(g) 監督官庁より業務停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合、(h) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われた場合、(i) その他前各号に準じる事由が生じ、売主の信用状態が悪化したと買主が認めた場合。、買主が解約した場合でも、本発注書に基づき、又はその他の理由により買主が売主に対して有するその他の権利は害されないものとします。

**23. 暴力団の排除** 売主は、現在及び将来にわたって、売主、売主の代理人、代理業者若しくは下請業者又はそれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下総称して「売主ら」といいます。)が次のいずれにも該当しないことを表明し確約します:(a) 暴力団、(b) 暴力団構成員又は準構成員、(c) 暴力団関係企業、(d) その他反社会的な行為を行うことや反社会的な行為により利益を得ることを目的とする個人又は団体若しくはその構成員(以下、上記の(a)から(d)を総称して「反社会的勢力」といいます。)。買主は、売主らが次のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、その裁量により、本発注書の全部又は未履行部分を解除又は解約することができるものとします:(1) 反社会的勢力に該当するとき、(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき、(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき、(4) 反社会的勢力に対して資金等を提

供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、(5) 反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しているとき、(6) 自ら又は第三者を利用して、買主又は買主の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。買主が本条項により本発注書の全部又は未履行部分を解除又は解約した場合には、買主はそれにより売主に生じた損害の一切について賠償する責任を負わず、売主は買主に生じた損害をすべて賠償する責任を負うものとします。

**24. 譲渡** 売主は、買主の事前の書面による同意がなければ、本発注書に基づく売主の権利を譲渡し、義務を引き受けさせ、又は義務の履行を委託することはできないものとし、それを目的とする行為はすべて無効とします。

**25. 救済手段と免責** 買主が本発注書に基づき有する一切の権利及び救済手段は重疊的なものであり、売主との間に存する他の有効な契約又は適用ある法令に基づいて買主に認められるその他一切の権利及び救済手段に追加して認められるものとします。本発注書の条項の違反について免責がされたとしても、他の違反又は以後の違反についても免責されたとはみなされません。

**26. 分離可能性** 本発注書のいずれかの条項の何らかの部分が無効、違法又は執行不能と判断された場合でも、本発注書の残余の部分及びその適用可能性には影響を及ぼさないものとし、残余の部分は法令上許容される限り完全な執行可能性を引き続き有するものとします。

**27. 準拠法及び裁判管轄** 本発注書は日本法(本契約の全部又は一部について他の法域の法の適用を定める規定及び国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)を除きます。)に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本発注書又は本製品に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。売主はかかる裁判所の人的管轄に撤回不能の意思表示により服するものとし、裁判地又は不便宜法廷地に関して有しうる一切の異議を放棄します。